

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防対策

第 3 編 自然災害応急対策

第 4 編 事故等災害応急対策

第 5 編 災害復旧復興対策

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	211
第 2 節	関係者との連携協力の確保	212
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	213
第 4 節	地震発生時の応急対策等	215
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	215
第 6 節	防災訓練計画	216
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	217

第 1 節 総則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市域に係る地震防災に関し、本市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編 総則 第 5 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材等（以下「物資等」という。）の確保については、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備」によるものとする。
- (2) 市は、市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

2. 人員の配置

市は、人員の配備状況を府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1. 相互応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおりである。

資料3-11 相互応援協定の状況（資料編P105）

資料3-14 民間との協定の状況（資料編P110）

2. 応援の要請

市長は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応は、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1.2節 帰宅困難者対策体制」によるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3. 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

資料6-1 南海トラフ地震に関連する情報（資料編P171）

第2 防災対応について

市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

1. 災害応急対策をとるべき期間等

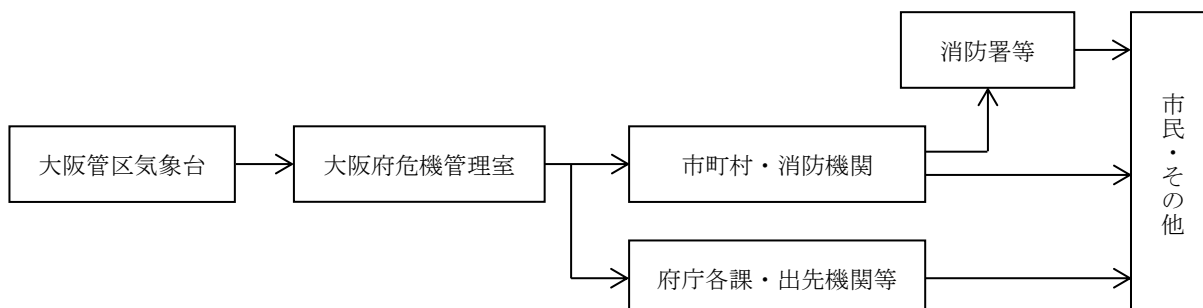
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容は以下のとおりとする。

- （1）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- （2）情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

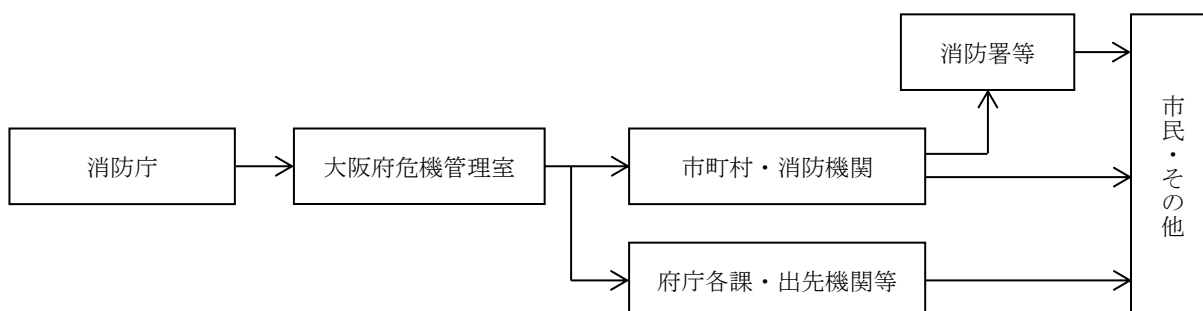
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1. 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2. 伝達事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 組織

市は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第3編 自然災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 自然災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」及び「同 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第6節 防災訓練計画

1. 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
3. 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
4. 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
5. 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - （1）職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - （2）要配慮者、滞留旅行者等に対する避難誘導訓練
 - （3）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - （4）災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第７節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１ 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容については、次の事項を含むものとする。

- (１) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (２) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (３) 地震・津波に関する一般的な知識
- (４) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (５) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (６) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (７) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第２ 地域住民等に対する教育

地域住民等に対する教育に関する事項については、「第２編 災害予防対策 第２章 地域防災力の向上」によるものとする。

第３ 相談窓口の設置

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。